

平成30年（行コ）第75号
 怠る事実の違法確認等請求控訴事件
 控訴人 光城 敏雄 外2名
 被控訴人 大 東 市 長

平成30年10月4日

控訴審答弁書

大阪高等裁判所 第11民事部 ハロ係 御中

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号

俵ビル2階 俵 法律事務所（送達場所）

電 話 06（6323）6700

FAX 06（6323）5510

被控訴人訴訟代理人

弁 護 士 俵 正 市



（主任）弁 護 士 寺 内 則 雄



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する認否・反論

1 経験則違反（富田建設の100%落札）について

- (1) 原判決の①参加人の丙1,同3による入札は他の入札者が予定価格を下回る価格で応札した事例であり,予定価格の100%で応札した本件と同列に扱うことはできないとか,②収益性の確保を図るのであれば予定価格より1円でも下回る

金額で入札するのが自然であるとか、③大東市では平成22年以降100%入札例はないとか縷々主張し、原判決は経験則に違反すると批判する。しかし、予定価格と同額での落札を求め、それを下回る価格で応札するものが出現したら落札を断念することは、東日本大震災の影響で人件費や資材価格が高騰したことにより採算が困難な予定価格が設定されているとして、本件入札に関し、批判的に予定価格超過または予定価格と同額をもって入札に参加することに相当な根拠があると推認され、何ら不合理で不自然なものとはいえないし、平成26年6月26日に行われた保健医療福祉センター空調設備改修工事の入札では100%落札事例が存在する(乙30)ことからして、控訴人の主張は、本件入札は入札参加者数は入札開始時まで知り得ない、また入札額は開札まで知り得ない一般競争入札であることを看過し、談合があったことを前提にした立論で失当である。

- (2) また、本件入札は3社のうち2社が予定価格を上回る価格で応札し、1社が100%応札した入札で談合しなければ起こりえないことについて原判決は何ら説示がない旨批判する。しかし、本件入札には入札参加申請書は4社から提出されたものの、株式会社新田工務店は施工実績の要件を満たさなかったため3社による入札になったのであるが、控訴人が主張するように本件入札が談合によるものであったとすれば、株式会社新田工務店の参加、あるいは同社以外の市外や府外業者の参加を想定しなかったということであろうか。談合は参加者全員によっておこなわれることが通例であり、さらに前述のように参加3社のうち2社が予定価格超過の入札額をもって批判的に参加した可能性も否定できず、本件入札は3社の談合以外には説明できないとの指摘は牽強附会の誹りを免れない。

2 解釈適用の誤り(甲3の本件要綱8条)について

控訴人は、本件要綱8条の趣旨は、入札競争性を担保することであり、予定価格を超え失格となった2社の入札は無効なもので本件入札は競争性が担保されていない旨主張する。

しかし、本件要綱8条の「入札者の数」が3者に満たない場合とは、開札の結果が有効か無効かは問われない(甲3における4条、5条、6条の入札排除規定参照)。蓋し、本件入札は契約担当者の恣意と無用の批判を排除する開札時落札候補者決定方式であり、競争性が充分担保されているからである。また、控訴人は本件入札が不公正な入札であることを強調し、再入札すれば価格が低下する可能性が充分考えられるとするが、控訴人の主張は、畢竟、本件入札適正化法3条2号の趣旨を誤つ

て本件要綱8条に適用する失当なものである。

3 本件追加工事を含めない本件入札及び議会の議決を得て本件契約を締結した行為の違法性について

- (1) 控訴人は、原判決の「本件入札の実施時点においては、追加工事が必要となると認識していたとは認められず、また認識することができたということもできない」との認定は（40頁（ア））、担当者の認識の有無によって判断している旨批判するが、遡及適用の範囲（追加工事の必要な範囲）に関しては、日確検、建綜研の見解を基に乙27を作成していることを踏まえて認定しているのであって何ら事実誤認、判断の誤りはない。いやしくも日確検は建築確認申請の法定の審査機関であり、また、建綜研も一級建築士を擁した建築設計の専門会社であり、これらの見解を脱法的指南と論難するのは暴論というほかない。
- (2) 更に、控訴人は、街づくり部建築営繕課の上席主査として本件工事建築確認申請等を担当していた入江について法令順守義務違反があると主張する。しかし、入江が担当している事務は、上司の命を受け担当事務（市有建築物およびその他建築物の設計、施工および監督に関すること）を処理することであり（乙6の4条1項11号及び15条7項2号参照）、当該事務（設計）の実施状況等についての報告は、必要に応じて上司である建築営繕課長にするものであって、同人には生活安全課や契約課に対し、本件追加工事の必要性に関する情報や本件工事の業務の申請状況についても報告義務はない。また、建築確認申請前に入札を実施することは特段禁止されていないので、控訴人の主張は失当である。
- (3) 控訴人は、東坂は、本件議会において本件追加工事の必要性の報告・説明をしなかったのは地方自治法96条1項5号に背く違反がある旨主張する。

しかし、本件議会上程した議案は入札に基づいて締結された仮契約に関するものであり、この議案の範囲における説明は尽くしており、入札後に判明した追加工事については説明の範囲外のもので、この追加工事については同年7月8日に開催された特別議会において説明を行い、議決を得ているところである。

なお、入江の証言（尋問調書40頁）は、単なる個人的見解を述べたまでであり、この見解をもって同人に議会の審議を妨げる意思があったとすることは認められない。

以上